

Q & A ここが問題！住基ネット

Q 住基ネット(住民基本台帳ネットワーク)とは？

A 国がつくり、自治体に金と責任を押しつけ！

1999年の住民基本台帳法改正により新たに作られた、市町村と国等をコンピュータ・ネットワークでつないで、私たちの個人情報を国等で利用するシステムです。

昨年8月5日の第1次稼働では、全国民に11桁の「住民票コード」をつけ、市町村の住民基本台帳から住所・氏名・生年月日・性別・住民票コードを都を経て「全国センター」に送信・記録して、国等の機関に提供することがはじまりました。

今年8月25日から全面稼働し、市町村間で住民票写しの広域交付や転入転出事務のために住民票の全データが送信されるとともに、住基カードというIC(コンピュータ内蔵)カードが希望者に有料で配布されます。

杉並区は現在、この住基ネットに参加していません。

タマエは自治体を作り住民サービスのために運用するシステムですが、実態は国がゴリ押しで作らせ住民情報を吸い上げて利用しながら、費用負担と漏洩などの責任は自治体に押しつける、という、とんでもないシステムです。

Q 住基ネットで便利になる？

A 実は役立たずで税金の無駄づかい！

山田区長も「広報すぎなみ」6月1日号で、「住基ネットの便利さは10年に一度の旅券の申請時に、役所で戸籍謄本と住民票の両方を取るか、戸籍謄本だけをとるかの違いしかない。住民票写しの区民一人あたり年間申請件数は0.8件しかないのに、全国どこでも住民票をとれるようにするため初期投資400億円、年間経費200億円の税金を費やす必要があるか」と指摘しています。その後総務省は、初期投資に2倍の800億円を使ったことを公表し、「無駄な公共事業」と批判されています。

しかも全国でとれるという住民票写しには、本籍は記載されず、あまり利用できません。転入転出で便利になるといっても、転出後は返却する住基カードを有料で購入しておくことが必要で、今より不便です。使いみちのない住基カードは、全国的に予想を下回る交付しかない状態です。

最近、もっぱら政府は「電子申請に使うから便利になる」と宣伝していますが、まだその申請システムもできておらず、自治体からはその実施延期が要望されています。

住民サービスにほとんど役立たない住基ネットに、急いで参加する必要はありません。

Q 住基ネットの何が危険？

A 基本的人権を損なう国民総背番号に！

運転免許証番号や年金基礎番号など今ある個人番号は、すべて特定の業務や地域だけで利用される「限定番号」です。住基ネットではじめて、全国民に強制的に付番され多目的に利用される「共通番号」が生まれます。まさに「国民総背番号」です。

住基ネット利用が拡大すれば、住民票コードを検索のための番号にして、様々な行政機関や将来は民間に記録されている膨大な個人情報が容易に照合・結合されるようになり、私たち一人一人のプライバシーが国や企業に露わになってしまいます。

国に生活すべてを見張られて言いたいことも言えなくなるような社会では、私たちの基本的人権はなくなります。

Q 個人情報の漏洩・悪用は？

A すでに事件が発生。これからさらに拡大！

住民票コードは住民基本台帳法で民間利用が禁止され、契約などの際に住民票コードの告知を求めたりすれば、罰則もあります。それは住民票コードが、私たちのプライバシーを脅かす危険な背番号だからです。ところが今年2月、銀行で本人確認に住民票コード通知を利用していたことが発覚しました。ヤミ金融などでの悪用も心配です。

昨年は岩代町で住民票コードも含む住基のバックアップデータの紛失事件が発生。今年も防衛庁が違法に住民情報を収集したり、警察から個人情報がサラ金に漏洩するなど、行政機関の個人情報の不正利用事件が相次いでいます。

長野県はインターネットから住基ネットに侵入される危険を指摘し、実際に外部から侵入できることテストしています。

杉並区は4点の個人情報保護の法制度整備を、住基ネット参加の条件として国に要望してきました。しかし「個人情報保護法」が成立しても、その条件はまったく実現していないことが、杉並区の専門家会議でも指摘されています。

全国民の個人情報を集中管理する住基ネットにより、漏洩は大規模になり、行政による不正利用の危険が広がります。